【参考資料２】

令和２年１０月２１日
環境創造局
第一指名業者選定委員会
説明資料
管路保全課

横浜市中大口径下水道管路施設包括的維持管理業務委託（北部）及び（南部）について

１．委託概要

（１）件名
・横浜市中大口径下水道管路施設包括的維持管理業務委託（北部）
・横浜市中大口径下水道管路施設包括的維持管理業務委託（南部）

（２）委託内容
・詳細調査業務（計画的・緊急的）：本市が策定した計画及び緊急的な対応が必要となった下水道管の状態を把握するために実施する調査業務
・緊急清掃業務：詳細調査業務や事故の発生等により流下機能が正常に機能していないと判断された場合に実施する清掃業務
・緊急修繕業務：詳細調査業務や事故の発生等により管きょが正常機能を有さないと判断された場合に実施する修繕業務（開削を伴う工事は除く）
・統括マネジメント業務：上記業務間の調整や進捗管理、関係機関との協議や調整、情報整理等

（３）委託数量

表１　委託数量

工種	北部	南部
中大口径管布設延長（緊急対応業務対象延長）	1,129km	906km
計画的詳細調査（本管延長）	237ｋｍ	229ｋｍ
緊急対応業務	一式	一式
統括マネジメント	一式	一式

（４）委託期間　令和３年４月～令和６年３月

（５）対象エリア　北部：４処理区（北部、港北、神奈川、都筑）
南部：５処理区（中部、南部、金沢、栄、西部）

（６）概算業務価格（上限）　北部：9.2 億円（３年間）
南部：9.0 億円（３年間）

図　対象エリア

２．業者選定方法

- 中大口径管の維持管理について、**より一層の効率化を図りたい**。
- 民間企業が有する**アイデアを最大限活用**したい。

⇒民間企業が有する技術やノウハウを採用でき、アイデアを最大限活用することができる
「公募型プロポーザル方式」　により、業者を選定します。

３．評価委員会の設置及び評価委員の選定

「横浜市下水道事業経営研究会」において、下水道管路の包括的民間委託の専門的に審議等を行う「下水道管路の包括的民間委託検討部会」（以下、検討部会という）を令和元年 12 月 17 日に設置しています。本委託の提案者の評価にあたり、当検討部会を評価委員会と位置づけ、検討部会委員に評価委員を依頼したいと考えています。

表２　評価委員（案）　（五十音順）

氏名	専門分野	所属
鴨志田　晃	経営学	横浜市立大学学術院国際総合科学群教授
川北　彰子	市内企業振興	（公財）横浜企業経営支援財団経営支援部経営支援担当部長
高橋　賢	会計	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
滝沢　智（部会長）	下水道技術	東京大学大学院工学系研究科教授
原　悦子	法律	アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士

４．提案者資格要件

業務が多岐にわたることから、複数の企業による「共同企業体（ＪＶ）」による提案とし、提案者資格要件にあたっては、**①品質確保、②横浜市中小企業振興基本条例**の観点から、下記要件を設定します。

- 平成 27 年度から令和元年度に完了した案件の受注実績を有する企業で構成すること。
- ４者以上かつ市内企業を４者以上とすること。

図１　受託者の構成イメージ

表３　各業務を担当する企業の要件

業務	企業数	有資格者名簿　種目・工種　細目	
詳細調査	２者以上（市内１者以上）	物品・委託等	下水道管等保守（311） 下水道管調査（C）
清掃	１者以上（市内のみ）	物品・委託等	下水道管等保守（311） 下水道管清掃（A）
修繕	１者以上（市内のみ）	工事	土木（01） 一般土木工事（ａ）
統括・マネジメント	２者以上（市内１者以上）	上記いずれかもしくは	
		設計・測量等	土木設計（903） 下水道管等の設計（H）

５．評価について

（１）評価の進め方
書面で行った評価を踏まえ、ヒアリング（１回）を実施して評価点を算出し、受託候補者を特定します。

（２）評価項目における重要な視点
下記の３点を重要な視点として、評価項目を設定しています。
①品質の確保（市民の安全安心の確保）
②安定した履行体制（本市での経験を踏まえた受託者体制の構築）
③横浜市中小企業振興基本条例（市内企業の参画・市内経済の活性化・市内企業の技術力向上）

（３）評価項目（７つの評価項目で構成）

表４　評価項目とねらい

評価項目	ねらい	着眼点数（配点）
①業務の実績	業務を円滑に実施できる経験を有しているか確認	4(40 点)
②実施方針	業務の目的や内容の理解度を確認	2(20 点)
③業務内容への提案	業務全体の品質を高いレベルで確保することを促す	3(30 点)
④追加提案	業務の効率化、高度化に向けた創意工夫を促す	2(20 点)
⑤業務実施体制	業務を確実に履行するための適切な実施体制の構築を促す	5(50 点)
⑥地域貢献度	市内企業の最大限の活躍、市内経済の活性化を促す	3(30 点)
⑦企業としての取組	本市が推進している環境や健康経営等に関する企業独自の積極的な取組を促す	10(10 点)

⇒29 の着眼点／200 点を設定

（４）配点・評価基準
Ａ（特に優れている）：10 点／Ｂ（優れている）：7.5 点／Ｃ（普通である）：５点／Ｄ（普通よりやや劣る）：2.5 点　の　**４段階評価**
一部の着眼点については、
満足している（10 点）／満足していない（５点）　の　**２段階評価**
（⑦「企業としての取組」は、**１点／０点**）

６．公募資料

公募型プロポーザルの実施にあたっては、下記４点の資料を公表します。　**公募資料１～４**
（１）プロポーザル方式実施要領　（２）業務説明資料　（３）特記仕様書　（４）事業契約書（案）

７．今後のスケジュール

10 月 28 日　公募資料の公表
3 月中旬　受託候補者の特定
4 月　契約